

北海道バプテスト連合 旅費規程

2013年 9月27日改訂

2014年10月24日改訂

2014年 4月 1日改訂

2016年 4月29日改訂

1 諸会議、研修会に関わる旅費

以下の場合には請求に基づき旅費（交通費、宿泊費）を支給する。交通費の算出は合理的な手段・経路によるものとし、宿泊費はホテル泊の場合は1泊7,000円を上限とした実費、教会泊の場合は1泊1,000円とする。

（1）連合総会に出席する代議員、連合役員、総会役員

（2）連合役員が役職として移動する場合

※委員会その他の集会については予算に応じ適宜この規定を準用するものとする。

2 式典交通費補助

連合で補助する式典交通費は以下のとおりとし、申請に基づき支出する。

（1）補助対象の式典は、①牧師就任式、②按手礼式、③教会組織記念式、④献堂式とする。

（2）補助金額は、1教会1名分とし、自宅から会場までの交通費（駐車料金含む）のうち、5,000円を超えた金額とする。宿泊費については補助対象としない。